

「隣組」の廃止と復活をめぐる言説

—1945-1955年の新聞記事から—

梅田直美

1. はじめに—問題の所在

現在の日本社会においては、地域における「つながり」の再生とそれを担う自律的な市民の育成という課題が、様々な場で重視されている。阪神淡路大震災や3.11以降の災害対策、「孤立」の社会問題化、人口減少社会における「都市の消滅」への危機感などを背景として、地域における何らかの「つながり」の再興が不可欠と認識されていることは論を待たないだろう。

とりわけ注目されるのが、近年の地域自治組織化の動きである。戦後日本では、町内会様の近隣組織は衰退の道を辿り、存続の危機に晒されてきた。加入率は年々下がり、構成員・担い手は高齢化し、次世代の担い手不足が多数の地域で問題になっていった。そのような状況に対し、孤独死や災害への対応、経済活性化を目標として、NPOや協議会などのテーマ型組織が発展してきた。近年の地域自治組織化の動きは、そうした町内会などの旧来からの地縁組織と、NPOや協議会などのテーマ型組織を包括して、その他の地域団体等とともに一体型の組織を形成し、新たな住民自治のしくみを構築しているとするものである。この動きは、市民が自律的に社会が抱える課題に対応していく基盤となることが期待される一方で、「住民全戸加入」「行政との関係」「運営の透明性・公平性」といった点で論争を孕んでいる。

こうした地域自治組織化をめぐる近年の議論をみると、思い起こされるのが、戦後の日本において歴史的に繰り返されてきた、近隣の結合のあり方

論文

をめぐる議論と社会的活動である。そして、そこから生まれてくるのは、「近隣」という場において生じる、個人ないし家族の自由と共同性をめぐる問いである。

筆者はこれまで、戦時・戦後の近隣組織に関する議論の検討を通じ、「孤立」を問題化し、社会的共同性の重要性を主張する言説が、近代日本においていかにして形成され、変容してきたかをみていくことで、個人ないし家族の自由と共同性について考えてきた。

拙稿(梅田 2010,梅田 2011)では、1950年代後半から1960年代にかけての団地開発が進むなかでの個人・家族と近隣をめぐる言説活動、1960年代から1970年代にかけてのコミュニティ政策の誕生をめぐる言説活動を取り上げた。また、別の論考(梅田 2019)では、戦時の「隣組」をめぐる言説の様態がいかなるものであったかを明らかにした。

ここで、本稿における問題の所在を述べる前に、それら拙稿で論じた概要を整理して述べておきたい。

日本社会において歴史的に発展してきた個々の多様な地域集団は、一九四〇年に、大政翼賛会の下で「町内会・部落会」として整理統合され、国民の道徳的錬成と精神的団結を図り、戦争遂行に尽力するための基礎組織として整備された。隣組も、その最末端組織として編成された。隣組はもともと、防空問題や行政・町内会の仕事の補助など機能面で活用が図られていたものであるが、国民組織化を経て、次第に、機能面だけでなく精神面での意義が認識されるようになっていった。そのプロセスに貢献したのが、行政職員や専門家に加えて、隣保活動家と呼ばれた全国各地の隣組の指導者らである。その活躍により、当初は、個人主義・自由主義の風潮のなかで常会も義務的に行われるなど「魂のこもっていない」隣組が多数を占めていたが、次第に人々は「隣保精神」を涵養し、「隣保生活」の実践を通じてその精神を体得することになった。つまり、実際に隣保生活をはじめてみると、町への親しみの深まり、人の和の形成、一人暮らし高齢者のケアや疫病予防、子どもの不良化防止など、様々な形で隣保生活の良さを人々は体得・実感していったのである。さらに、それら体得・実感した人々が隣保家として成長し、各地で

その経験や事例を語ることにより、隣組の「成功事例」は水平展開されていくことになった。

隣組は、属性にかかわらずすべての国民に対し、「君民一体」イデオロギーの下での「八紘一宇」の精神、すなわち、「家族のごとく、無償の愛情で隣人に接すること」を、「押しつけ」ではなく、現実の生活世界のなかで「自然に」了解・体得・実践させる契機となったのである。

この隣組をめぐる論議の中で、個人が家族を超えて隣人とどのような関係をつくり、どのように接し、どのように共同性を創出していくべきかについての概念や認識枠組み、言説が多数生み出された。それらの言説のなかでも特に強固であったのが、隣人との関係において「和」を重んじ、家族のように接しあうという全人的・情緒的結合をもつことの望ましさを主張する言説と、そうした「精神」が日本古来の美風であるという言説である。これらの言説は、単に戦時の特異なものとして一時的に現れ消え去ったわけではなく、戦後も残存し、現在も、個人と共同性をめぐる認識枠組みの基盤として根強く残っていると推察される。

以上が、拙稿(梅田 2019)の概要である。さらに、筆者は、その拙稿において、それまでの研究で見出された、1950年代後半から1970年代にかけての近隣的結合をめぐる言説の様態をふまえ、戦時の隣組をめぐる形成されたこれらの認識枠組みが、戦後の人々の近隣的結合に対する言説や認識枠組みの形成において、大きく二つの意味を持っていることを指摘した。

一つは、戦時に隣組をめぐる形成された認識が、戦後も長きに渡って残存し、隣人との関係においては「和」を重んじ、家族的・情緒的(全人的)結合をもつことが望ましいということの人々に想起させ続けてきたことである。このことは、冒頭で述べた通り、戦後から現在に至るまで、日本社会では戦時の隣組=全人的・情緒的結合に対する郷愁の念を示す言説が絶えることがないことからわかる。全人的・情緒的結合のあり方やそれを支える「隣保精神」は、戦後から現在に至るまでの長きにわたって、日本の旧き良き姿、精神として捉えられ続けているのである。

一方で、濃密な全人的・情緒的結合こそが近隣的結合のあるべき姿である

論文

という認識は、近隣的結合というものが、いかに自由を阻害し気疲れや困惑を生むものであるかも、同時に人々に想起させてきた。1950年代から60年代にかけて、都市住民の個人主義的・家族中心主義的傾向、近隣関係の希薄化をめぐる議論が生じ、この戦時の近隣組織における人々の経験が、「カラに閉じて身を守る習性」「前近代的な共同体的社会に対する反抗的な姿勢」を身につけさせ、社会からの「逃避」へと向かわせていることが指摘された。また、1960年代から1970年代にかけては、都市化の進展により個人・家族の孤立の問題が指摘され始め、それらを解消するために市民的・自律的な結合として「コミュニティ」形成の政策が大々的に打ち出されたが、その際にも「戦時の隣組の再現」「逆コース」という批判を免れることはできず、また「モデルコミュニティ」を推進したものの市民自身が積極的にコミュニティ創出を盛り上げる状況は生まれなかった。

以上のように、戦後日本においては、戦時の「君民一体」のイデオロギーのもとで形成された、「和」や「一体」を重視する全人的・情緒的結合、強固な国民的結合としての近隣組織をめぐる言説や認識枠組みが、常に個人の自由と共同性をめぐるアンビバレントな志向を生み出す基盤となってきたのではないかと推察される。そのことが、日本社会においては、歴史的に個人・家族の孤立が問題となり、自律的・市民的な連帯、共同性が生まれにくい／根付きにくいことと関連しているのではないか。

以上が、本研究における主要な問題関心である。この問題についてさらなる考察を深めるため、本稿では、戦後まもない時期である1945年～1955年に焦点を当てて、近隣的結合をめぐる人々の認識の様相を明らかにしたい。

先述の通り、拙稿(梅田 2010、梅田 2011)においては、1950年代後半には既に、都市住民の個人主義・家族中心主義的傾向と近隣関係の希薄化が指摘され、その背景として戦時の経験から生じる近隣からの「逃避」の意識が存在していたこと、また少なくとも1970年代のコミュニティ政策誕生期には、戦時の隣保組織の経験と重ね合わせた国民(市民)からの官製コミュニティ批判が生じていたことなどが明らかになった。では、戦後から1950代前半までの期間において、人々の近隣的結合に対する認識はいかなるものであった

のだろうか。

この1945年から1950年代前半にかけての時期は、戦時に整備された町内会・部落会、隣組といった隣保組織の「廃止」と「復活」という、近隣の結合をめぐるのドラマティックな出来事が生じた時期である。筆者のこれまでの研究の中で、この時期の近隣の結合をめぐる言説を調べたところ、学術的言説空間・大衆的言説空間・政策的言説空間のいずれにおいても、この町内会・部落会、隣組の廃止と復活に関わる言説が最も活発に形成されていたことが見出された。特に注目されるのが、隣組の廃止と復活をめぐるのは、マスメディアや一般市民による大衆的な言説活動がいち早く活発に行われていたことである。戦後復興の混乱期に、それまで国民ひとりひとりの生活の深部に関わっていた隣保組織が今後どうなっていくのかは、広く一般市民の関心事となっていたのである。これらの言説からは、この時期の国民(市民)が、戦時から戦後にかけてのドラマティックな社会体制の変化のなかで、近隣の結合というものをいかに受け止め、向き合っていたかが見出される。また、この時期に一般の人々のあいだで形成された言説や認識枠組みは、その後の近隣の結合に対する人々の認識枠組みの重要な基盤となっていることも推察される。よって本稿では、この戦後から1950年代前半にかけての隣組の廃止と復活をめぐる言説に焦点を当てて分析考察することで、先に述べた本研究における問題関心に対する考察を深めたい。

なお、戦後の町内会・部落会、隣組に関する先行研究としては、社会学や政治学、歴史学分野での研究蓄積があり、鳥越皓之、吉原直樹、玉野和志をはじめとする社会学分野での地域自治組織の歴史に関する代表的な研究のほか、雨宮昭一による戦前戦後体制の研究などがある¹⁾。また、自治大学校による戦後自治史研究なども、極めて膨大な史料にもとづき戦前から戦後にかけての町内会・部落会、隣組をめぐる自治史を子細に明らかにしている²⁾。このように、町内会様の近隣組織をめぐるの先行研究とそれらに基づく「町内会論争」をはじめとする近隣組織、地域自治組織にかかわる議論の蓄積は十分あるものの、それらの研究のほとんどは、地域自治政策にかかわる史的な研究か、具体的なフィールドを対象とした近隣活動の実証的研究であり、本

論文

研究のように、人々の近隣的結合に対する認識枠組みの歴史の変容を、大衆的言説の分析を通じて明らかにしようとするものではない。本研究は、筆者がこれまで依拠してきた社会構築主義的アプローチに基づく歴史的言説分析研究の一部であり、その点が、戦前・戦後の近隣組織に関する従来の研究とは異なる点である。

2. 1945～55年の町内会・部落会、隣組の廃止と復活をめぐる議論

2-1. 町内会・部落会、隣組の廃止

まず、文献および新聞記事をもとに、戦後すぐの1945年8月から1950年代前半にかけての町内会・隣組の廃止と復活をめぐる実践と議論をみていく。

戦時の町内会・隣組は、戦後、連合国軍総司令部によって一旦廃止され、廃止令が解かれた後に復活した。そのプロセスにおいては、様々な議論と実践があった。

まず、確認しておかなければならないのは、ポツダム宣言の後1947年まで、国や東京都などの自治体は、町内会・隣組の組織化を「強化」する方針を出していたということである。その意図は様々であった。ひとつは、敗戦後も、食料や生活物資の配給・増産といった生活における共同性を支える組織が必要であることから、隣組を強化しようとする考えがあった。たとえば、内務省は1945年8月17日の時点で、「隣組は増産、配給等をもととした隣保組織であるので今後一層緊密に、かつ強化する方針である」という見解を示している（『朝日新聞』1945年8月17日）。もうひとつは、敗戦後の国体護持のためであった。戦後の都民生活を支える町会隣組の強化問題にふれ、東京都民生局では、近く町会の再編成を実施するとともに、「隣組をこれまでの如き単なる行政の下部組織として扱うばかりでなく、民族団結の中核体として育成せしめ、よく隣保協和の実をあげようよう指導して行く方針である」「とかく事務的に流れやすかった隣組に一段と筋金を入れ、国体護持の最後の一线を守りぬく体制を整える」（『朝日新聞』1945年8月18日）方針を示している。これらの意図は、戦時の隣組の機能をほぼそのまま維持・強化しようとするものであった。

この約3カ月後には、東京都は「これまでの古い町会隣組をご破算に」し、「下から」の民主主義的な町会隣組を再組織していく準備を始めた。1945年11月22日付けの新聞には、全国の大都市に先駆けて、東京都では、「官民専横の、これまでの古い町会隣組をご破算にし、真に“下からの都政”を盛り上げた民主主義的な町会隣組を再組織すべく準備を急いでいた」ことも記されている。そのために、各方面の意見を取り入れた案をまとめ、「町会運営委員会」で諮ったとされている。その案では、「町会は、区域内住民の自由意思に基づく地域的親和団体である本来の性格をあくまでも保持し民生の安定および行政事務に対する協力援助を共同の責務とすること」と、町会の「本来の性格」は「住民の自由意思に基づく地域的親和団体」であることを強調している。この理念は制度にも落とし込まれ、たとえば区域の指定、町会長や副会長の選出、町会が規約を制定・廃止・変更するときは住民の総意にもとづく方法によること、といった内容となっている（「町会長も選挙制へ 民主化する隣組の新性格」『朝日新聞』1945年11月22日）。このことは、連日のように新聞報道された。たとえば、1945年12月の新聞記事「初春から新生隣組」という記事では、以下のように報じられている。

従来官製の町会、隣組制度の民主主義的な改組について、都振興課で、民間の知恵も取り入れながら「都町会（町内会）部落会及び隣組設置要綱」を決定、新春から「新生隣組・町会」として発足することとなった。これまでの規程を前端的に撤廃し親和団体的性格になる、地域編成は便宜上いままで通りだが、運営や規程は自由にする、「隣組は今後は単に町会の実行組織体になればよい、ただし世帯が隣組に加わらないことだけはゆるされない」（『朝日新聞』1945年12月4日）

以上のように、国や自治体は、戦時の町内会・隣組を「住民の自由意思」にもとづく「民主主義的な」組織へと生まれ変わらせ、再組織化を進めていこうとしていた。ただし、上記の記事に「ただし世帯が隣組に加わらないことだけはゆるされない」という全世界帯強制加入の方針は残されていたことには留

論文

意しておく必要がある。

これらの方針が戦後すぐに次々と出された背景には、翼賛組織が解体されるなかで、地域においては既存の町内会・隣組をこれからどうすればよいのか混乱が生じていたため、この問題に速やかに対処する必要があったこと、また、戦後の物資の配給などをスムーズにすることや社会的な混乱を抑えるためのシステムとして隣保組織を強化したいと考えたことなどがある。一方で、戦後の公職追放の折に町内会長らも追放の対象とするか否かの問題も持ち上がり、政府としては、町内会・部落会、隣組といった隣保組織は、戦時翼賛体制の下部組織というよりも、本来は住民の自由意思による自然発生的な組織であることを強調する必要が生じたのである。

このことは、内務省が連合国軍総司令部に提出した隣保組織に関する報告書からも読み取ることができる。この報告書では、町内会・部落会とその下部組織である隣組は、わが国に古来からある隣保共同生活のための自治組織であること、この組織が著しく発達したのは自然発生的組織であるからであること、思想警察や憲兵とはまったく関係がないこと、などが記されていた。(自治大学校 1960)

しかし、連合国軍総司令部は町内会・部落会、隣組に対して極めて否定的な捉え方をした。この組織が実に巧みにつくられており、権限と支配の系統が直接に中央政府につながり、住民全体を宣言・訓戒・命令によって服従させるべく組織化されたものであり、戦時体制におけるこの組織の有効性と適格性は驚異的なものだったと捉えた。また、法制的根拠もなく内務大臣の一片の訓令で設けられたもので、その長は大政翼賛会や思想警察の手先となっており民主化に有害な存在である、これに住民を強制加入せしめることは警察国家的であると否定的に評価した。内務省は、連合国軍総司令部から、町会長・隣組長を公選制にするか廃止するか二択を迫られ、廃止することとなった。(自治大学校 1960)

こうした背景のもとで、1947年1月22日、内務省訓令第四号により隣組の上位にあたる町内会、部落会及び連合会が廃止され、実質的には「全体主義的組織機関たる隣組制度」も廃止されることとなった。

この町会・部落会および隣組の廃止に対して、国民（市民）の反応は様々であった。町内会・隣組を運営する者からは、反論が寄せられた。また、当初は、多くの町会等の運営者が、自治会等に名称を変えるなどしてそのまま組織を残そうとした。しかし、その状況に対して連合国軍総司令部からも指摘を受け、政府は廃止の主旨を撤回し、自粛を呼びかける措置を取ることとなった。このことも、当時の新聞記事ではしばしば報じられている。たとえば、廃止の約2か月後の新聞記事では、もと町会長がそのままいすわっても差支えないと一部で考えられていたため、市町村の出張所の職員や駐在員に対して廃止の主旨が再度徹底され、そうした居座りは「絶対に避けなければならない」と周知していることが報じられている。また、住民が便宜のため自発的な組織をつくるかもしれないが、「市町村はこの組織をどんな意味でも利用してはならない」（『朝日新聞』1947年3月25日）という方針が掲載されている。そのほか、「あすからいよいよ町会廃止」という見出しの記事では、配給などの実生活の便宜上、途方にくれる地域が多く、地域によっては町会長などが「お手盛り」の自治会を結成し、町会費の2倍も3倍も住民に要求するなどの事例が取り上げられている（『朝日新聞』1947年3月31日）。このように町内会・部落会、隣組の廃止という出来事により、これら隣保組織を運営していた一部の者たちからは反論があり、また同時に現場では混乱が生じていたことがうかがえる。

なお、一般の国民（市民）に対する世論調査の結果では、当時、廃止を希望する意見が、存続を希望する意見よりも数において上回っていたことが示されている。1947年3月の日本輿論調査会による「隣組制度を廃止すべきか存続すべきか」の世論調査では、71%が廃止を希望、29%が存続を希望するという結果が出ている。この調査は、六大都市と北海道主要地域における、「主として現隣組内の家庭婦人及び組長」を対象として実施したもので、回答総数は8,395であったという。女性が3,983人、男性が4,412人回答しており、「隣組制度を廃止希望」が女性では74.6%、男性では66.7%と、女性でやや廃止希望者の割合が高いものの、ともに存続希望よりも廃止希望が上回る結果となっている。この調査では、理由まではわからないものの、廃止が伝えら

論文

れた直後の1947年3月時点でこの結果が出ていることから、隣組廃止を希望する者が、存続を希望する者より上回っていた可能性を示している。

この廃止後のいわゆる「町内会の空白期間」(1947～1952年)には、先にも述べた通り、以前の町内会とほぼ同様の組織を異なる名称に変更して存続させていたケースが多くあった³⁾。一方で、従来の隣保組織が解体されたことを契機に、生活上の必要や趣味などに応じて多種多様なグループが、まさに「住民の自由意思」により形成されることとなった。戦時、町内会・隣組が国民組織化されるまでは、このような多種多様な地域集団が既に多数生まれていたが、それが町内会・隣組の組織化のなかに組み込まれた経緯があった。この「町内会の空白期間」が出来たことにより、それらの従来からの「住民の自由意思」による集団形成が再び活発化したとみることができるだろう。

2-2. 町内会・部落会、隣組の復活

1951年、講和条約発効後に町内会・部落会、隣組を廃止する政令が失効されることから、その後は町内会・部落会、隣組はつくっても差支えないことが政府から発表された。このことについて、地方自治庁は1951年10月6日、「これは禁止を解くというだけの話であって、戦時中のような町内会や部落会の復活を意味するものでなく、またその結成を奨励するものでもない」と、あくまで禁止が解かれるだけで、戦時の隣保組織を復活させるわけではないという方針を改めて強調している。地方自治の関係者らは、以前から禁止を解いてくれという陳情を出していたこともあり、この方針を好意的に受け止めていた。一方で、これら組織は政治的に利用されやすいことから禁止を続けるべきだという反対意見も出ていたという。(『朝日新聞』1951年10月7日)

この隣組復活をめぐるのは、一般の国民(市民)からも賛否両論が出ており、地域によっては復活させようとする人々と反対する人々の間での対立が生じていた。

新聞の有識者コラムや一般読者の投書欄などでも、復活をめぐる意見、特に反対する意見がしばしば掲載されている。たとえば、一般読者の投書欄では、「地方自治庁では町内会、隣組、部落会などを再び作っても差支えな

いようにしたい意向と聞くが、これは民主化がまだ徹底されておらぬわが国の社会にとり、重大な意味をもつもので、十分な検討を要するものと思われる」「何かといえば『町のため』とか『村のため』とかの一言で個人の意思や希望を押しつぶして、一列一体に「右へならえ」をやらされた昔の不愉快な社会を再現しかねない」「加入脱退の自由なこと、あらゆる政治運動にふれぬこと、万一それに違反した団体が生じた場合は、改組ないし解散を厳重に行わせる等々を成文化すべき」といった声が掲載されている（『朝日新聞』1951年10月12日）。これらの意見では、「非民主的勢力の盛り返し」や「機会さえあれば町村を牛耳らんとする一部勢力」を警戒せねばならぬという意味において、復活が問題視されている。

1951年10月28日には、朝日新聞の世論調査の結果が同紙面で報じられている。「町内会、隣組、部落会の禁止解除について」の世論調査を行った結果、「賛成」が65%、「反対」が18%、「わからない」が17%であったという。ただし、この世論調査は、朝日新聞本社が「米の統制撤廃」の全国世論調査を行った際に面接した人々について調査した結果であることから、回答傾向として、その影響を受けている可能性があることは留意しておく必要がある。

「賛成」の理由としては、「親密になれてよい」が26%、「相談したり助け合うのに都合がよい」が26%、「連絡上便利である」14%、「団結できてよい」11%、「便利だ」8%、「禁止より自由がいい」7%という結果であった。聞き取りの結果としては、賛成する側の意見では「ボスに支配されている現在の町よりも、隣組を結成してなごやかにやっていきたい」「部落の協調がはかれるから復活させるべきだ」「遠くの親類より近くの他人」「近所の人と相談できる」「農産物の出荷など割のいいところに共同出荷できる」など積極的に復活を賛成している人が多くを占めている。そのほか、「禁止しておく理由はない」「こういう禁令は自由の立場からよくない」「法で制限すべきでない」という意見がみられる。一方で、「とって隣組を奨励すべきではない」「以前のようなものに復活したくない」という消極的態度による賛成の人が一定数いたことが述べられている。

「反対」の理由としては、「仕事が多くなりめんどうだ」が24%、「必要を感

論文

じない」が19%、「自由を束縛される」14%、「ボスの温床になりやすい」16%、「戦争中のようなものになる」8%などが比較的多く選択されている。聞き取り結果では、「うるさい」「近所隣などつきあいはめんどくさい」「時間の浪費でたいした効果はない」「隣組は役場の小便のような存在だ」「何の用にもならず余計なものだ」「隣組は困る」「不必要である」「組織の悪用をおそれる」「加入を強制され、ボス顔役が横行する」といった回答がかなりあり、「自由を束縛する」のなかには、「明るく自由な行動がとれなくなる」「強制的につくようになるから」などがあったという。

「賛成」の理由として挙げられているのは、市民同士での相互扶助や生活の共同化による利便性の向上がほとんどを占めている。そのなかには、「ボスに支配されている現在の町よりも、隣組を結成してなごやかにやっていきたい」という回答にみられるように、現状として自由で民主的な近隣結合が損なわれており、それを乗り越えるための共同性の契機として、隣組の結成を求める意見も含まれている。また、禁止すること自体が自由を阻害するものであるという理由で、「賛成」を選択している人も一定数おり、それらの人々は、「隣組を奨励すべきではない」「以前のようなものに復活したくない」との考えをもっている。

「反対」の理由をみると、「面倒である」という逃避的な回答と、「自由を束縛される」「ボスの温床になりやすい」「戦争中のようなものになる」「組織の悪用をおそれる」といった自由と民主、平和などを希求する回答とに分かれている。これらのいずれもが、戦時の隣保組織を想起しての懸念、疑惑にもとづくものであることがうかがえる。

この世論調査では、「賛成」が65%と「反対」を大きく上回っている点で、先に述べた隣組の廃止か存続かに関する世論調査結果とかなり異なった結果となっている。先の世論調査においては、回答の理由が明らかではなかったこと、また、世論調査の方法や対象などが異なっていると想定されることから単純な比較はできないが、これら2つの結果をみるに、この時期の国民(市民)は、近隣結合に対する、特に「自由」と「共同性」に対するアンビバレントな認識や感情を有しているとみることができるだろう。

上記の世論調査を受けては、様々な反応があった。同紙のコラム「今日の問題」では、後日に、この世論調査結果を受けて以下のように論じられている。隣組は、戦時中政治体制の再下部組織をなしたが、もともとは徳川時代の「五人組」の流れを引くものであることを述べたうえで、「五人組」は明治になってからその治安警察的な任務は失っても相互扶助の精神だけは残り、向こう三軒両隣が仲良くする風潮だけは続いているもので、この組織をただナチの下部組織と同じようにみるのは当たらない、としながらも、次のように述べている。

しかし戦時中、上意下達、下意上通といいながらも、上意はささいなことまで敏感にあるいは拡大されて下に伝えられ、家庭の状況や希望が隣組で話し合われながらも、それは大きな声となって上に通じようはなかった。このような下部組織がまたまた復活するのでは喜ぶわけにはいかない。(中略)これが民主的な協力の必要を感じて自然につくられ、権力をもつものに利用されるのでなければ、従来の家族的な利己主義を打破し、美しい共同社会を成すことにも役立つであろう。強制されてつくられる隣組であってはならない。(『朝日新聞』1951年11月2日)

このように、町内会・部落会、隣組の「復活」をめぐって朝日新聞の世論調査やそれを基にした議論をみると、戦時の隣保組織で経験した権威による支配や強制といった側面は一切排すべきという言説が形成されていると同時に、近隣的結合における相互扶助、民主的・自然発生的な共同性そのものの必要性を主張する言説が形成されてることがうかがえる。

以上のように、実際に町内会・部落会、隣組の結成を禁止する政令が1952年10月25日に失効するまでの間にも、これら組織の「復活」をめぐっては活発な議論が生じていた。

1952年4月30日、政令失効に先立ち、広川農相は閣議で「現在農村はもちろん都会においても従来禁止されていた町内会隣組などの組織がいろいろの面から自然発生的につくられようとしている。これらはそれぞれの必要に応

論文

じて作られているものだからこれを禁止しないような措置をとりたい」という旨の発言をし、町内会・隣組に対して特に禁止的な措置を取らないよう要望し、地方自治庁長官はこの問題について適当な措置を講ずることを了解した(『朝日新聞』1952年4月30日)。

その後、自治庁は、同年10月25日に町内会・部落会、隣組を禁止する政令が効力を失うので、都道府県に対して、「将来、恒久的にこれを禁止する考えはない」との通達を出した。通達の内容は以下の通りである。

町内会・部落会および隣組については目下のところ積極的にその復活を奨励する意図もないしまた将来、これを禁止する考えもない。従って現状のまま講和発効後百八十日を経過(十月二十五日)すれば、現在町内会、部落会、隣組などの結成を禁止している政令は失効することになるので、町内会、部落会、隣組についてはこれが行政機構の末端として利用される以前の状態に復することになるわけであり、今後の措置についてはなお検討を致したい。(『朝日新聞』1952年9月24日)

この通達において留意すべきは、政令失効後、「町内会、部落会、隣組についてはこれが行政機構の末端として利用される以前の状態に復することになる」と述べている点である。戦時に、翼賛体制の下部組織として政治利用された「以前の」状態に復することで、これら隣保組織、ひいては近隣的結合のあり方そのものを、政治的なイデオロギーから切り離そうとしたといえる。ただし、拙稿でも述べたように、この試みはすぐには上手くいかず、戦後の日本社会では政府は近隣組織に関する方針を打ち出すたびに、「逆コース」「戦時中の隣組の再現」という批判から免れることはなかった(少なくとも1969年に政府が初めてコミュニティ政策を大々的に打ち出した後の論争においては、近隣組織と政治的イデオロギーを結び付けて論じる枠組みは消えてはいなかった)。

1952年10月25日、政令は失効し、町内会・部落会、隣組は結成しても差し支えないこととなった。その後、各地では復活させるか否かをめぐり、対

立や論争が活発に生じた。新聞記事においても、それらの様相がしばしば報じられている。約7か月後の1953年5月18日に報じられた、『朝日新聞』の記事「賛成論『町内の協調に良い』『隣組がなくなって不便だ』、反対論『逆コースだ』／市民から自発的に再結成」という見出しの記事は、その様相について以下のように述べている。

町内会や部落会、隣組などの禁止令が解除されてから半年余-いわゆる「上意下達」の統制機関として戦争中私たちの生活と切っても切れぬ関係にあったこの町内会や部落会、隣組などのような組織が、最近あちこちで活発に結成されている。“自治会”とか“連絡会”という名のものもそうである。

そのいずれにしても傾向としては「逆コースだ」とか「戦争中の町内会の復活である」というような強い批判を起している一方では「町内の協調がはかれる」「遠くの親類より近くの他人」とか「地方行政を円滑にできる」という積極的な賛成論もなかなか強いものである。(『朝日新聞』1953年5月18日)

このように、強い批判と積極的な再生論が対立ないし共存していることを述べた上で、この記事では、「なぜ、こうした組織が結成され、復活してきたのだろうか」という問いについて、具体的な事例をもとに掘り下げようとしている。

たとえば、神奈川県茅ヶ崎では、隣組がなくなって不便だということから、1947年に市民の側から自発的に「連絡会」という形で町内会がつけられていた。こうした市民が自発的に結成した組織は非常に多くあった。また、一方で、「役所の後押し」によって結成、復活した団体も相当数あったという。たとえば、山形県では県の地方課が相当力を入れているといわれており、このように府県や市町村の指導や補助によってできた団体も相当あったようである。

この記事において、重要な問題として指摘されていたのは、強制加入をめ

論文

ぐる問題である。形式上は、ほとんどの組織は加入するかしないかは個人の自由としているが、実際はそうはっていないという実態が示されている。たとえば、東京都のある地域では、加入しないことによって、誰でも受ける権利があるはずの予防注射の通知が来ず、受けることができなくなるなど、実際には加入しなければ日々の生活に差支えるため、加入しなければならないように仕向けられているところがあるという実態が述べられている。また、このような組織が、まちの顔役やボスの活躍舞台となり、戦時中の町内会長や隣組長と変わらない人たちが実権をにぎり、“村八分”をするような封建的な部落会なども少なくなかったという。ある農村では、部落会の幹部がやめさせようとしたのを振り切って共産党の演説会をききにいった部落民に対して、“村八分”に近い措置をとったというエピソードが掲載されている。また、ある地域では、首相が来ることになったときに、町内会や部落会の幹部が町民や村民を動員し、子どもに日の丸を配って万歳をさせるように指令を出したというケースも記されている。また、市会議員選挙で、顔役などが人員を選出し、“町内公認”でなければならないところもあったという。

このような動きに対しては、都市では批判が強く、また農村漁村では地域になじみの薄い人が批判的態度を取ることが多く、各地で対立が生じていることも報じられている。たとえば、福岡市では、町内会制度をつくろうとしたところ市民の反対にあって中止したという事例もあったことが述べられている。

以上のように、政府は、近隣組織が、その相互扶助的機能や生活上の利便性を向上する機能といった面で肯定的に受け止められる一方で、戦時の隣保組織の政治利用の経験と結びつけられることで自由や民主、平和を侵害しかねないものとして反発を受けていることから、近隣組織を政治的なイデオロギー論争から切り離そうとした。しかし、実際には、「逆コース」「戦時中の隣組の再現」といった批判を免れることはなく、また、国家と国民という関係よりもむしろ、戦後の議論では各地域における自由と民主主義を阻害するものとしての批判を強く受けることとなったのである。

2-3. 隣組復活をめぐる対立とその超克の試み-東京都杉並区の事例から

前項で述べたように、隣組の「復活」をめぐる論争や対立は各地でみられ、また地域によっては実際に復活させ再結成しようとする動きに対して反対運動が生じていた。本項では、具体的なひとつの事例を取り上げ、その反対運動をめぐる言説活動をみていくことで、この時期の一般の国民(市民)がどのような論理で対立し、また、どのような論理で近隣的結合が孕む問題を乗り越えようとしていたのかをみていきたい。

ここで取り上げる事例は、東京都杉並区の一部の町で生じた、主婦グループによる反対運動である。それまでにも、隣組復活をめぐる様々な対立があったが、この事例は、はじめて主婦グループによる反対運動が生じたということで、注目され、その経過が新聞でも報道された。以下、それらの新聞記事をもとにこの事例についてみていく。なお、この事例については拙稿(梅田・林 2017)においても、「孤立と人権」をめぐる言説史研究の一部として取り上げている。ここではその考察もふまえつつ、改めて本稿の目的に沿ってこの事例に関する史料を読み直し、隣組の復活と近隣的結合のあり方をめぐる議論を分析・考察する。

この町では、旧町内会に類似した組織である「親和会」という組織が結成されようとしており、それに対して、「明るい生活会」という主婦たちのグループが結成の中止を申し入れた。この「明るい生活会」は、会員が約二千名にも及ぶ大きなグループであり、活動内容は多岐にわたり、特に、内職の世話、生活必需品の二割引販売、下水の清掃などで成功したことから、東京都から「新生活モデル町村」として表彰されていたという。

このグループの代表者7名により「親和会」結成の中止を求める申し入れ書が、町内地主に届けられた。その申し入れ書は、「戦時中の隣組班長を中心に、ふたたび昔のような町内組織をつくろうとしている事実」に対して、「隣組組織の復活に絶対反対」であることを述べ、中止を求めるものであった。反対理由としては、「戦争を防ぎたい。子供たちの貴重な血を、二度と無益な戦争のために流させたくない」と念願する私たちは、個々の町民の意思が無視され、権力に利用され、左右され易い隣組体制をつくることに反対します」

論文

と書かれていたという。(『朝日新聞』1952年5月30日)

また、この事件を報じる新聞記事では、グループのメンバーである主婦らの意見を掲載している。「親和会というのは、必要のない組織だと思います。寄付、募金、街燈、防火、防犯の仕事をしてゆくために、専任の人でもおけば、また人件費をはじめ、みんなに負担がかかってきます。」という。また、主婦Hさんは「街燈が欲しければ、みんなで相談してやればよいのです。特定の人を経る必要はないでしょう」という意見である。しかし、この申し入れに対して、「親和会」側は、数人で相談した結果、この申入書を「なんとなく返してしまおう」と決めて、「明るい生活会」の会長に対して口頭で話をただけで返却したという。その話とは、「まだ会長も役員も決まっていないし、主旨がよく分かりません。もともと、防火、防犯の協力会のようなものをつくって欲しいということから話が出たものですやっぱり町は明るくしなければならぬ…街燈も必要です。私一存でやめるというわけにもいかないでしょう」、「隣の町でもやっているから、こちらでも作ろうと何回か集まって話をしました。募金、寄付のことは合理的にやりたいし、防火、防犯なども、うまくやりたいと考えたからです。婦人の方々に早くお知らせしておけばよかったが…」というものだった。これに対し、「明るい生活会」の会長は、「早くお知らせすれば…というだけの考えもおかしいし、いまさらまだ会ができていないようにいうのも分らない。町内のこといっさいを含んだ仕事をいわゆる“土地の人”一旧町会役員その他に利用されたのでは、結局政治にもされるおそれがあります。隣組に逆戻りという感じです」と述べており、町内で反対署名運動を実施することとした。こうして、隣組の復活をめぐり、「明るい生活会」と「親和会」は対立することとなった。この対立を解決すべく、意見交換会が一日行われたが、両者の主張に食い違いがあったため、解決には至らなかった。「明るい生活会」は、反対署名運動にふみきった。(『朝日新聞』1952年6月3日)

以上が対立の経緯である。ここで、新聞記事にみられる両者のコメントをさらにみていきたい。「明るい生活会」のメンバーのひとり、「親和会のかたがたとの話し合いでは、ほとんど私たちが“反対”している意味が分らなかつ

たのだと思います。あの方たちは、何々協力会、あるいは町内会的なものが、かつて隣組を通じ、上からの命令の伝達だけしかしなかったということ、もう忘れてしまったのでしょうか」と述べている。先に「戦争を防ぎたい」「個々の町民の意思が無視され、権力に利用され、左右され易い隣組体制をつくることに反対」ということが反対理由として述べられていたことからわかるように、この反対する主婦たちにとっては、戦争遂行や権力の濫用と隣保組織は、戦時の経験から強く結びつくものであり、切り離して捉えられるものではなかったのである。また、このグループのメンバーでは、隣組を結成せずとも生活における共同性や相互扶助を紡ぎ出すことに既に成功しており、「住民の自由意思」による近隣的結合や共同性というものがいかなるものかを実体験のなかで体得していたとみることができる。しかし、「親和会」側の代表者たちは、そうした戦争遂行や権力の濫用と隣保組織の体制を結び付けて捉える問題意識を理解することが難しかったようである。「親和会」側の一人は、「防犯や防火の協力会を作ること、街燈を明るくすることが、どうして恐いのか。家事などで消火に協力しても、少しの謝礼しかもらわない。夜警で犯罪を防いだ例もある。町の人がこういうことに少々の寄付をするのは、当然のことではないか」と述べている。この「どうして恐いのか」「当然のことではないか」という発言からも、これらの代表らは、戦争遂行や権力濫用と隣保組織を切り離して考えていただけでなく、結成を反対するグループの主張の基盤になっている問題意識に対する理解が欠如しており、それゆえにこの対立は平行線上にあり解決が困難となっていたといえる。

なお、この対立を報道する記事には、しばしば有識者のコメントが掲載されていた。たとえば、1952年6月3日の記事では、社会評論家の丸岡秀子による以下のコメントが掲載されている。

旧町内会、隣組などに対して、主婦の抱いている“疑惑”や、“怖れ”は日々の生活の中からジカに教えられて出てきたもので、尊重すべきだと思ふ。旧町内会式に、一つ、あるいは二つの町を一括した組織というもの、政治に利用される危険もある。なるべく、それぞれの欲求によつ

論文

て生れた、小グループが望ましい。旧指導者が、形を変えて組織したとしても、現実に顔ぶりがおなじであれば、やはり戦時体制の下部組織のようだと思えるのが、現在の国民感情です。防火、防災、街燈のことが、果して現在とりあげるべき生活的な主題であろうか。このようなことは、あちこちで起きていると思う。(『朝日新聞』1952年6月3日)

このように、問題意識の理解がなされないまま対立が続く事案に対して、丸岡は有識者として、「明るい生活会」のメンバーが抱く疑惑や恐れを尊重すべきとし、さらには、そうした捉え方が「現在の国民感情」であると述べている。こうしたコメントが掲載されていることから、「明るい生活会」の主張の基盤となる問題意識は、この事例に限った特殊なものではなく、当時の対立の様相を現したものと捉えることができるだろう。

この問題は、「明るい生活会」だけではなく主婦らによる各地での隣組復活反対の動きへと拡大することとなった。そこで、同年10月、東京都教育庁は、各地域の婦人団体幹部を集め、懇談会を開催した。その懇談会により、隣組復活をめぐる対立は、結成しようとする側と反対する側の間での議論と問題意識の共有により解消されようとするのではなく、反対してきた主婦らの内省的な議論により、新たな展開をみせることになる。(『朝日新聞』1952年10月24日)

この懇談会での談話の概要と主要な発言は以下の通りであった。まず、数人から、「防犯協力会とか防火協力会というものがすでに各地に存在し、隣組はこれを根城にして復活している。しかも組長などの昔の名称を理事長などに変えて、地主や街の有力者が幹部になり、その人思うままにまかせている」といった実態の報告がなされた。しかし、その後、豊島区の婦人会から「一概に隣組を非難せず、長所と短所を知ることが必要ではないだろうか」という意見が出されたという。具体的には、「隣保精神、貯蓄推進、保健衛生などの実施には今までも役立ってきた長所があり、その反面、ボスに牛耳られ、選挙の地盤に利用されるなどの欠点も持っている。隣組が出来そうになったら、婦人たちが積極的にその中に溶け込んで、長所を生かすように、

封建的なものが出来ないように盛りたててゆく方向に持っていけば、非難ばかりしなくてもいいのではないか」という意見である。この意見には納得する者が多かったようで、これが懇談会の論議の中心になったという。その後、「ほっておいたら今まで以上に悪いものが出来る、どうしても出来るものなら婦人の手で民主的な隣組をつくってゆこう」という議題のもと、「今の婦人会で会全体もまとめられないような無気力さでは、その中に入っていても、強い男の人たちの壁にぶつかってひきずられて行ってしまう」「復活に熱心すぎるボスト、無関心すぎる主婦というのでは、いたずらに入っても意味がない」などと、「婦人の力」と「婦人の自覚」が論じられたという。なお、この懇談会を報じる記事によれば、「昔の隣組制度が悪かったといっても、その当時、婦人たちはカゲで悪口を言うだけで、発言する機会も能力も持っていなかった。戦後七年、婦人も一般に向上し、勉強もしている今日だけに、私たちの力で隣組を明るくものにし、組織を明るくすることによって、社会を明るくするように努力すべきだと思う」という意見でまとまったようである。（『朝日新聞』1952年10月24日）

以上のように、この懇談会では、既に各地で隣組が復活し特定の人々による権力をふるった地域政治がなされている実態があること、また、それに反対しても、いつまでも問題意識そのものの理解が得られず対立が解消されない事態に対し、主婦たちの内省的な議論を通じて、自身の意識と行動の変革により「民主的」で「明るい」隣組をつくっていこうという結論となっている。結局は、隣組の結成を中止する申し入れは受け入れられなかったものの、この隣組復活をめぐる議論と対立を通じて、少なくとも「明るい生活会」を中心とする主婦らは、近隣の結合の功罪に対する理解を深めたうえで、自律的で民主的な共同性を紡ぎ出し、それを自身たちの結成するグループだけではなく、「隣組」に類するかたちで結成されようとしていた組織に対しても浸透させていこうとする志向が芽生えたといえる。

なお、この懇談会では、労働省婦人少年局の窪田展子が討論を傍聴しており、以下のように感想を述べたという。

論文

結社の自由ということは憲法に保障されていることであり、共同活動することは望ましいことでもあるので、組織を復活したい人が復活することは、なんの支障もないと思います。ただ現実的に考えた場合、日本の社会で一日も早く達成しなければならないことは“個人の確立”ということで、自分で自分の行動を判断し、責任を持つことが出来なければならないと思います。それと、この討論は明日にでも必然的に隣組が復活してしまうという前提でなされたようですが、隣組は必然的に出来なくてはならないものではなく、あまりせっかちに考えないで、作ろうとする人があれば、なんのために作りたがっているのか、またその人はどんな人かということを徹底的に考えてから判断していいのではないのでしょうか。(『朝日新聞』1952年10月24日)

この内容は、「隣組を作るよりは個人の確立が先決」という見出しで新聞記事に掲載されている。このコメントにおいては、組織を復活したい人が復活させることはなんの支障もないとした上で、「日本の社会で一日も早く達成しなければならないことは“個人の確立”ということで、自分で自分の行動を判断し、責任を持つことが出来なければならない」と、まずは個人が自律的に行動できるようになることが日本社会で一日も早く達成すべき課題であることを述べている。また、「作ろうとする人があれば、なんのために作りたがっているのか、またその人はどんな人かということを徹底的に考えてから判断」すればよいとし、「隣組」を総体として捉えて結論を出すのではなく、各々のケースによって、誰が、何のために結成するのかということを熟考していくことの重要性を指摘している。

当時、隣組の廃止と復活をめぐる議論では、隣組に代表される近隣的结合がイデオロギー化され、個々のケースによってその経緯や目的、つまり、「誰が、誰のために、何のために結成するのか」が異なるにもかかわらず、総体として捉え議論される傾向があった。その状況に対し、この懇談会やコメントでは、近隣的结合のあり方をめぐる対立や議論を脱イデオロギー化し、近隣的结合の主体となる個人の自律性を、市民自らの実践とのかかわりのなか

で新たな重要論点に据えたという点で注目すべき事例といえるだろう。

3. 考察

以上、戦後から1950年代前半にかけての隣組の廃止と復活をめぐる議論を分析・考察してきた。これらの分析・考察から示唆されることを、以下にまとめる。

まず、本稿で取り上げた1945年から1950年代前半にかけての、戦後日本社会における一般市民の近隣的結合に対する認識は、戦時の隣保組織に関わる経験の影響を極めて強く受けていることが確認された。拙稿(梅田 2019)で明らかにしたように、戦時の隣保体制においては、「君民一体」のイデオロギーのもとで、「隣保精神」の涵養と「隣保生活」の実践を通じて、近隣における「和」を重視した濃密な全人的・情緒的結合が促され、すべての国民が、その結合に包摂されることが目指された。そして、その結合は、一方で国民の「自発的な」自己犠牲を伴う戦争遂行のために利用された。そうした経験にもとづく人々の認識や感情は、当然のことながら、戦後も消えることはなかった。

ただし、戦後の隣組の復活と廃止をめぐることは、国民間で認識・意見の対立が激しく生じていたことに留意する必要がある。その対立は、権力を持つようとする者と、その支配に対抗しようとする一般国民のあいだの対立だけでなく、戦時の経験から近隣的結合が戦争や権力による支配と結びつくことに対する恐怖や疑惑をもち、自由と民主、平和の実現のために同じ過ちを繰り返してはならないという問題意識を強く持つ国民層と、戦争や権力支配と近隣的結合のあり方を切り離して捉え、問題意識そのものを理解することが困難な国民層との間で生じている対立でもあった。

政府は、隣組結成の禁止を解いた後は、「戦時体制の以前に戻す」「積極的に結成を推奨もしないが、禁止もしない」と、自ら、近隣的結合のあり方を政治体制と切り離すことを試みた。そのことにより、各地での近隣組織をどうしていくか、すなわち町内会・隣組様の近隣組織を結成するか否かは、その地域住民の「自由意思」にゆだねられることになり、国民の近隣的結合に対

論文

する認識の対立は、結成の動きとそれに対する反対運動という形で活発化した。こうしたプロセスのなかで、マスメディアや一般市民のあいだで、近隣的結合をめぐる言説や、認識枠組みの形成と固定化につながっていった。

その言説の様相は次の通りである。まず、町内会・隣組様の近隣組織の復活に対して否定的な言説からみていくと、第一に、戦時の経験から、戦争遂行を近隣組織と結びつけることで、隣組復活を「戦時体制の再現」と捉える言説が挙げられる。「戦争のときのようになる」「戦時の隣組の再現」「戦争を防ぎたい」「逆コース」という理由で、隣組の復活を反対する語りがこれにあたる。第二に、第一に挙げたことと深くかかわるが、これも戦時の経験から、権力支配と近隣組織を結びつけることで、隣組復活を「権力支配の復活」と捉える言説が挙げられる。「ボスに牛耳られる」「権力に支配される」「顔色をうかがいながら息苦しく暮らさなければならない」「住民の意思が無視される」などの語りがこれにあたる。また、隣組の結成が、その地で暮らす人々にとって様々な面での「強制」の契機となることを懸念する語りや、民主主義や自由を阻害することを問題化する言説もこれに含まれるだろう。第三に、隣組では行政・町内会の末端組織として様々な生活に関わる仕事が「押しつけ」られ、無償での奉仕を強いられていたことから、隣組復活によって住民が動員され、無償での仕事を課されることを懸念する言説がみられる。「仕事が多くなりめんどうだ」といった語りがこれにあたる。第四に、全人的・情緒的で濃密な結合に対して、「非合理的」「無用」「面倒」であるとする言説がある。「つきあいが面倒くさい」「うるさい」「何の用にもならず余計なものだ」などの語りである。

一方の、隣組復活に対して肯定的な言説としては、第一に、隣保組織に対し、その生活上の利便性向上などの利点を見出す言説が挙げられる。「便利だ」「共同出荷できる」などがこれにあたる。第二に、相談や助け合い、「和」や親密性の創出といった利点を見出す言説がある。「親密になれてよい」「協調するのによい」「相談できる」「なごやかにやっていきたい」などである。第三に、行政運営の視点からの利点を見出す言説が挙げられる。「地方行政が円滑にできる」などである。なお、わずかに「団結できてよい」という語りも

みられたものの、住民(市民)のつながりによる公共的な問題と向き合っていくための市民的共同性の創出に関する語りはほとんどみられなかった。

以上が、この時期の町内会・隣組等をめぐる主要な言説である。このうち、この時期の言説空間を特徴づけるのは、隣組復活を否定する言説のうちの第一と第二の、戦争と、権力支配による民主主義や自由の侵害を、近隣の結合と結びつける言説が前面に出ていることである。この点は、近隣の結合に対する日本特有の論点であるといえるだろう。というのは、本来、民主主義、自由や平和の希求は、市民としてのつながり、つまり市民的・自律的共同性によってこそ支えられる／発展させられるものである。その基盤として、近隣の結合というものは歴史的に重要な役割を果たしてきた。世界各地で歴史的に生成、発展してきた住民運動の様相からも、そのことが示唆される。それにもかかわらず、戦後の日本の近隣の結合をめぐる言説では、戦時の隣保組織に関わる経験から、近隣でのつながりが、自由や民主を妨げるものとして捉えられる傾向を持っていたからである。たとえば、「隣組の復活よりも『個の確立』が優先である」という議論からも示されるように、自律性を育てることや個人の自由、民主を尊重することが、近隣の結合を促すことと相いれないものとして捉えられていたのである。

また、留意すべきことは、この時期の大衆的言説空間をみる限り、隣組復活に否定的な第一から第四の言説のいずれもが、近隣の結合からの「逃避」へとつながりうるものであることだ。一方で、隣組復活に肯定的な言説においては、生活上の利便性や行政運営の円滑化のほかは「和」「協調」「相談」といった言説が中心となっており、公共性の創出に関わる言説に相当するものはわずかである。こうした特徴をもつこの時期の言説空間が、戦後日本の近隣の結合に対する人々の認識枠組みの基盤となっていることこそが、現在まで根強く指摘されている、個人の孤立の問題や自律的な「市民」としての連帯の不十分さの問題へとつながっているのではないだろうか。

以上、隣組の廃止と復活をめぐる議論に見出される大衆的言説の検討を通じて、1945年から50年代前半にかけての、人々の近隣の結合に対する認識を分析・考察してきた。最後に、冒頭で述べた本研究の問題意識と照らして、

論文

考察を深めるとともに今後の課題を見出しておきたい。

周知の通り、「町内会論争」では、町内会様の近隣組織を「前近代的封建遺制」と捉える議論に対し、そうではなく、日本ではこうした町内会様の近隣組織が「文化」として根付いていること、これらの近隣組織は「日本的集団原理」に支えられており、その原理は今も生きて働いているということが論じられてきた。これに対し、筆者のこれまでの研究および本稿からは、この「日本的集団原理」といわれるものが今も生きて働いているとすれば、それは、戦時の町内会・部落会、隣組といった隣保組織の国民組織化というプロセスのなかでの「隣保精神」の涵養と「隣保生活」の実践の訓練・体得といった人々の経験と、それによって形成された人々の近隣の結合に対する認識枠組みこそが、その正体であるのではないかと考えられる。その一つは、「和」と「情」ですべての人を包み込もうとする全人的・情緒的結合、すなわち、戦時の「君民一体」「八紘一宇」のイデオロギーのもとで訓練され、体得された「日本の精神」と結びつけられた結合こそが、あるべき「近隣的結合」の姿である、という認識である。これが日本における古来の自然発生的な結合である、という主張もあるが、実際には、戦時の隣保組織を整備する際、最初は都市部では個人主義・自由主義が蔓延しており、隣組や常会の運営はなかなかうまくいかなかったとされている。その状況に対し、強制的にすべての国民を対象として組織化が進められ、家族的結合を社会に広げていくための第一歩として、またその訓練の場として「近隣」が位置付けられ、熱心な隣保活動家によって普及された。その経験とプロセスのなかで形成された認識枠組みこそが、戦後もなお多数の人々によって共有されてきた「日本的集団原理」といわれるものの正体ではないだろうか。ただ、だからといって、日本社会でその精神が重視されていると主張するわけではない。むしろ、近隣的結合＝戦時の隣保精神の図式が根強く残存することによって、それへの郷愁とともに、そうした結合が、戦争や権力濫用といった苦い経験や、動員による無償労働の押しつけ、自由で民主的な生き方の侵害、濃密な情緒的・全人的関りのわずらわしさなどと結びつくことによって、「逃避」や「恐怖」「疑惑」の念につながり、人々の近隣の結合に対する負の認識を生み出し続けているといえる

のではないか。

先述の通り、1960年代から70年代にかけては、都市化論、大衆社会論などの影響も受けて、孤立や孤独、マイホーム主義が問題化され、戦時の隣保組織や「ムラ」とは異なる、新たな市民的つながりとしての「コミュニティ」の概念が注目され、1969年には、はじめての本格的なコミュニティ政策がスタートする。その際にも、政府は「逆コース」「戦時の隣組の再現」といった官製コミュニティに対する批判を免れることはできなかった、さらには、「モデルコミュニティ」が展開されたものの、市民の意識・行動の両面において、各地でコミュニティ形成が盛り上がるということにはなかった。その後、住民運動の文脈で、新たな市民的つながりが生み出されていき、1990年代にはいよいよNPO法などの整備で市民組織が新たな展開を迎えることになったが、いまだに、日本社会においては、地域レベルでは、「日本的集団原理」をベースとした近隣の結合に対する「郷愁」と「逃避」のアンビバレントな志向から逃れられてはいないように見える。日本社会では、町内会・部落会と隣組の国民組織化、そして戦後の廃止と復活というドラマティックな経験を通じて形成された近隣の結合に対する認識枠組みが、いまなお残存しているのではないだろうか。

一方で、本研究からは、この戦後まもない時期にも既に、対立と論争のなかで、戦時の隣組の経験を乗り越え、自律的な近隣の結合を紡ぎ出そうとする人々の試みも見出すことができた。本稿では、その点に関する分析考察が十分にできなかった。今後は、こうした戦後の言説状況のなかで、隣組の経験を乗り越えて、自律的な公共性へと向かおうとする、市民的結合、共同性を創出しようとする言説に着目した研究を進めていきたい。また、本稿では大衆の言説を中心に挙げたが、隣組の廃止と復活をめぐるのは、学術的言説空間においても重要な認識枠組みの転換が生じていることが推察される。たとえば、1953年の雑誌『都市問題』では市民組織に関する特集号が組まれており、そこでは隣組の復活をめぐる活発な議論が展開されていた(東京市政調査会 1953)。この特集号のうちの幾つかは、町内会論争における「前近代的封建遺制」論の契機となったものであるが、それ以外にも多様な

論文

論点が示されており、筆者のこれまでの研究で明らかにした戦後から1950年代から1970年代にかけての言説の様相との関りからの分析を行うことで、新たな知見が得られるものと期待される。以上を今後の課題としたい。

〈注〉

- 1) 町内会・隣組に関わる近年の代表的な先行研究としては、たとえば鳥越皓之(1994)、吉原直樹(1989)、玉野和志(1993)、雨宮昭一(1997)などがある。なお、同時代的な代表的研究論文としては、本稿の最後でも取り上げた雑誌『都市問題』に寄稿され、町内会・隣組を「前近代的封建遺制」と捉えたことで「町内会論争」の契機ともなった磯村英一(1953)、鈴木栄太郎(1953)、奥井復太郎(1953)らの論考のほか、それに対して文化型論を展開した近江哲男(1958, 1961)、中村八朗(1965)、また、地域民主主義と町内会の関りを論じた松下圭一(1962)などが挙げられる。
- 2) 自治大学校による『戦後自治史〈第1〉隣組及び町内会、部落会等の廃止』(1960)では、戦前・戦後の地域自治政策の変遷が、当時の政府と連合国軍総司令部とのやり取りや当時の関係者の談話記録なども含めた多様で膨大な史料をもとに記述されている。本稿では、主に筆者自身が収集した当時の新聞記事にもとづいて記述しているが、新聞記事に記載されている事実関係の確認および批判的検討にあたって、この文献を官報・会議録等とあわせて参照している。
- 3) この「町内会の空白期間」に焦点を当てた研究としては、1)に挙げたもののほか、東京都台東区・谷中地区の事例をもとにこの期間の地域住民活動を実証的に分析した小浜ふみ子(1994)の研究がある。小浜の研究は、「町内会とは何か」を考えるために、研究上も空白であるこの期間に焦点を当てて、住民が町内会の禁止にどのように対応し、再生に関わったかを明らかにしている。

〈文献〉

- 雨宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店、1997
- 磯村英一「都市の社会集団」『都市問題』44巻10号、1953、35-50
- 自治大学校『戦後自治史〈第1〉隣組及び町内会、部落会等の廃止』1960
- 松下圭一『現代日本の政治的構成』東京大学出版会、1962
- 中村八朗「都市町内会論の再検討」『都市問題』56巻5号、1965、69-81
- 鈴木栄太郎「近代化と市民組織」『都市問題』44巻10号、1953、13-22
- 小浜ふみ子「占領下における町内会の再編過程—台東区・谷中地区の事例から」『年報社会学論集』1994巻7号、1994、25-36
- 奥井復太郎「近隣社会の組織化」『都市問題』44巻10号、1953、23-33
- 近江哲男「都市の地域集団」『社会科学討究』3巻1号、1958、181-230
- 「都市と文化変動」『社会科学討究』6巻1号、1961、89-118

玉野和志『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社、1993

鳥越皓之『地域自治会の研究-部落会・町内会・自治会の展開過程-』ミネルヴァ書房、1994

梅田直美「コミュニティ政策の誕生と『孤立化』問題」『人間社会学研究集録』6号、2011、51-73

———「戦後日本の団地論にみる『家族の孤立化』問題の形成過程の一局面」『人間社会学研究集録』5号、29-58

———「近代天皇制下における近隣組織と共同性」住友陽文・林尚之編『近代のための君主制-立憲主義・国体・「社会」』大阪公立大学共同出版会、2019

梅田直美・林尚之「『孤立』にみる自由と人権」林尚之編『OMUPブックレット No.59 自由と人権—社会問題の歴史からみる』大阪公立大学共同出版会、2017

吉原直樹『戦後改革と地域住民組織-占領下の都市町内会-』ミネルヴァ書房、1989

